

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第六条第一項の埋立地を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照条文

一 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第六条第一項の埋立地を定める省令（平成十七年国土交通省令第百号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第六条第一項の埋立地を定める省令（平成十七年国土交通省令第百号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>国土交通省関係流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則</p> <p>（道路管理者の意見の聴取）</p> <p>第一条 国土交通大臣（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十九条の規定により権限が地方支分部局の長に委任された場合にあつては、当該委任を受けた者。以下同じ。）は、法第四条第一項に規定する総合効率化計画の認定の申請があつた場合には、法第四条第七項ただし書に該当する場合を除き、遅滞なく、期限を指定して、貨物軌道事業を実施する区域を管轄する道路管理者（以下「関係道路管理者」という。）の意見を徴しなければならない。</p> <p>2 関係道路管理者である地方公共団体の長は、前項の規定により意見を求められたときは、期限を指定して、当該地方公共団体の議会の意見を徴しなければならない。</p> <p>（道路管理者の意見を聴く必要がある場合）</p> <p>第二条 法第四条第七項ただし書の国土交通省令で定める場合は、法第四条第二項第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の内容に貨物軌道事業が含まれない場合とする。</p> <p>（総合効率化計画の変更の認定）</p> <p>第三条 第一条及び前条の規定は、法第五条第一項に規定する総合効率化計画の変更に係る認定の申請があつた場合について準用する。</p>	<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第六条第一項の埋立地を定める省令</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(法第六条第一項の国土交通省令で定める埋立地)

第四条 法第六条第一項の国土交通省令で定める埋立地は、同項の指定の時に於いて次のいずれかに該当する埋立地とする。

一 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第二項の竣功認可の告示があつた日から十年を経過した埋立地(港湾管理者又は港湾管理者の出資に係る法人が港湾の開発、利用及び保全に密接に関連する施設を整備するため所有する埋立地であつて建築物その他の構築物(仮設のものを除く。)の用に供されてゐないものを除く。)

二 住宅又は教育施設の用に供する埋立地その他の港湾の開発、利用及び保全に密接に関連する施設の整備を要する埋立地

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「法」といふ。)第六条第一項の国土交通省令で定める埋立地は、同項の指定の時に於いて次のいずれかに該当する埋立地とする。

一 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第二項の竣功認可の告示があつた日から十年を経過した埋立地(港湾管理者又は港湾管理者の出資に係る法人が港湾の開発、利用及び保全に密接に関連する施設を整備するため所有する埋立地であつて建築物その他の構築物(仮設のものを除く。)の用に供されてゐないものを除く。)

二 住宅又は教育施設の用に供する埋立地その他の港湾の開発、利用及び保全に密接に関連する施設の整備を要する埋立地